参考資料１

国都景歴第３号
平成２８年４月２８日

各都道府県、指定都市、中核市
その他屋外広告物条例制定市町村
屋外広告物担当部局長　殿

国土交通省都市局
公園緑地・景観課長

屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正について

近年、その所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が各地で見受けられるとともに、そのような屋外広告物が落下する事故が発生しており、屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。

このような状況を踏まえ、屋外広告物の所有者等が当該屋外広告物を良好な状態に保持するため、適切に点検等を行うことを明確化し、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、別紙のとおり、屋外広告物条例ガイドライン（案）を改正することとしました。

各都道府県・政令市・中核市等におかれましては、今後、屋外広告物の安全性の確保の観点から、屋外広告物条例の改正等を行う際には、本通知を一つの参考資料としてご活用いただきますよう、お願いいたします。

また、屋外広告物には、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 1 項の規定による定期報告等又は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項の規定による道路占用許可の適用を受けるものが存することから、屋外広告物の安全性を確保するため、屋外広告物の所有者等に対する指導等を行う際には、貴地方公共団体の建築基準法担当部署及び道路法担当部署と十分な連携を図っていただくよう、ご留意ください。

国都景歴第５７号
平成28年11月18日

各都道府県、指定都市、中核市
その他屋外広告物条例制定市町村
屋外広告物担当部局長　殿

国土交通省都市局
公園緑地・景観課長

屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正について

屋外広告物条例ガイドライン（案）について、別紙のとおり改正しましたので通知します。

各都道府県・政令市・中核市等におかれましては、今後、屋外広告物条例の改正等を行う際には、本通知を一つの参考資料としてご活用いただきますよう、お願いいたします。